

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年5月21日

神奈川県監査委員 大竹 准 一  
 同 吉川 知恵子  
 同 中家 華江  
 同 加藤 元弥  
 同 青山 圭一

1 措置の対象となった監査の結果

令和6年10月9日神奈川県監査委員公表第12号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会局、教育委員会及び公安委員会を除く2か所（既報告の10か所を除く。）に係る2事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
財産経営部財産経営課	令和6年8月30日及び同年10月1日（令和6年7月8日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、社会福祉法人に対する普通財産（小児医療相談センター敷地、427.20㎡）の貸付けに当たり、小児医療相談センターの診療所部分では保険診療等が行われており、貸付けに係る施設の利用料が実費又は低額とは認められないため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準に定める貸付料の無償及び減額基準に基づき、診療所部分に係る貸付料を減額して貸し付けることができないにもかかわらず、長年にわたり減額して貸し付けており、令和5年度において貸付料2,024,895円を減額していた。	不適切事項については、当該物件の社会福祉法人に対する減額貸付けに当たり、小児医療相談センターの診療所部分で保険診療等が行われている認識が希薄であったため確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、令和7年4月1日付けで減額分に係る貸付範囲の見直しを行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

(2) 企業庁

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和6年7月19日（令和6年5月15日職員調査）	<p>（要改善事項）</p> <p>企業庁災害対策計画において、企業庁の所属長は、同計画における災害時の分担業務が円滑に遂行されるよう、事象ごとの対応等を定めた計画や運用マニュアル等（以下「所属別計画」という。）を策定し、災害時に備えるものとされているが、5水道営業所において、一部の災害対策に関する計画を策定していなかったり、風水害等災害対策に関する計画を策定していた6水道営業所においても、企業庁が行うこととなる応急給水活動について明記しておらず、所属別計画の規定内容が不十分なものとなっていたりしていた。</p> <p>（以下令和6年10月9日神奈川県監査委員公表第12号中、第7監査の結果3(2)イのとおり）</p>	<p>要改善事項については、所属別計画の規定内容の見直しを行い、各水道営業所に対して適切な内容とするよう指導した結果、令和7年3月26日までに、各水道営業所が所属別計画を適切な内容に改正した。</p>